

### 8月の無料相談

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529  
※8月第1週目は、七夕まつり開催のため、一部変更して実施します。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	7日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	8日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	13日(火)			
法律相談	22日(木)			
法律相談	9日(金)・14日(水)・21日(水)・28日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	15日(木)			予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	16日(金)			予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700 ※要事前連絡
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	もくせい会館	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	15日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎ 551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(社会福祉協議会 ☎ 552・5027)

### 東京2020オリンピック聖火ランナーの公募が始まりました!

東京都聖火ランナー選考事務局では、現在聖火ランナーの募集を行っています。希望される方は申込方法を確認いただき、直接、東京都聖火ランナー選考事務局へお申し込みください。

なお、福生市の聖火リレー実施日は令和2年7月13日(月)です。

【主な条件等】平成20年4月1日以前に生まれた方  
・東京都にゆかりがある方  
・一人当たりの走行距離約200m  
※その他詳細は、募集特設サイトまたは募集要項をご覧ください。

東京都聖火ランナー選考事務局では、現在聖火ランナーの募集を行っています。希望される方は申込方法を確認いただき、直接、東京都聖火ランナー選考事務局へお申し込みください。

【申込方法】 次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① 募集特設サイト (http://www.tokyo-runner.jp/) から申込み
- ② 応募用紙の郵送による申込み

※応募用紙は、募集要項と一緒に福生市役所1階情報コーナーに設置(数に限りがあります)。

【申込み】 受付中。8月31日(出) (消印有効) までに東京都聖火ランナー選考事務局 ☎ 03・6277・2459 へ。

### 七夕まつり期間中の時間外開庁についてのお知らせ

8月3日(土)は七夕まつり期間中のため、市役所・保健センターは閉庁します。健康センターは閉庁します。調整担当 ☎ 551・1528

【問合せ】 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528

人権擁護委員が委嘱されました。7月1日付で、島田しのぶ氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。



▲島田しのぶ氏

今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さんの人権を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

## 平成30年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

### ▼情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

- ・市政情報の公開請求などの状況
- ・情報公開審査会
- ・保有個人情報の開示請求などの状況
- ・保有個人情報取扱事務の届出状況
- ・目的外利用と外部提供の届出状況

的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。平成30年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

### ▼制度を利用するには

- ・請求の方法
- ・公開などの決定
- ・公開などの方法

開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります。※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

- ・費用
- ◆住民票の写しの請求など、別に法令などで手続きが定められているものについては、この制度は適用されません。
- ◆詳しくは市のホームページをご覧ください(制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。
- ◆市役所1階に「情報コーナー」があります。市政情報について自由に見ることができ、コピー(有料)もできますのでご利用ください。

【問合せ】 総務課法制係 ☎ 551・1536

〈表1〉 市政情報の公開請求などの状況 ( ) 内は平成29年度の件数

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	25 (32)	22 (24)	3 (6)	0 (2)	0 (0)
任意的公開申出※	5 (3)	5 (1)	0 (2)	0 (0)	
合計	30 (35)	27 (25)	3 (8)	0 (2)	0 (0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

〈表2〉 個人情報の開示請求などの状況 ( ) 内は平成29年度の件数

請求件数	決定内訳			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
10 (5)	8 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (1)

〈表3〉 保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用および保有個人情報外部提供の届出状況 ( ) 内は平成29年度の件数

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市役所	市長	396 (384)	191 (183)	65 (63)
	教育委員会	112 (113)	13 (13)	7 (7)
	選挙管理委員会	7 (7)	7 (7)	3 (2)
	監査委員	2 (2)	2 (2)	0 (0)
	農業委員会	2 (2)	2 (2)	0 (0)
	固定資産評価審査委員会	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	議会	4 (4)	0 (0)	0 (0)
	合計	524 (513)	215 (207)	75 (72)

【地域の目で子どもを見守りましょう】 夏休みになると、気分が開放的になり子どもだけで繁華街や危険な場所に行ったり、遅くまで遊んでしまうこともあるかもしれません。必ず、「誰と」「どこで」「何をして」遊び、「何時までに帰ってくるか」を子どもと約束しましょう。【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎ 551・1691